

資料編

1 浜田市の概要

位置・面積・地勢

浜田市は、県西部の日本海を望む位置にあり、東西 46.4km、南北 28.1km、東部は江津市と邑南町、西部は益田市、南部は広島県に隣接しています。

面積は 689.61K m² で、益田市に次いで島根県で 2 番目に広い面積を有しています。大部分が、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫り、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。

本市には、下府川、浜田川、周布川、三隅川などの主要河川が流れており、水源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開しています。

全体としてまとまった平地は少ないものの、多面的機能をもつ中山間地域をはじめとする豊かな自然に恵まれ、国土の保全や地下水のかん養など、環境に大きな役割を果たしています。また、二酸化炭素を吸収する森林面積の占める割合が高いという特徴もあります。

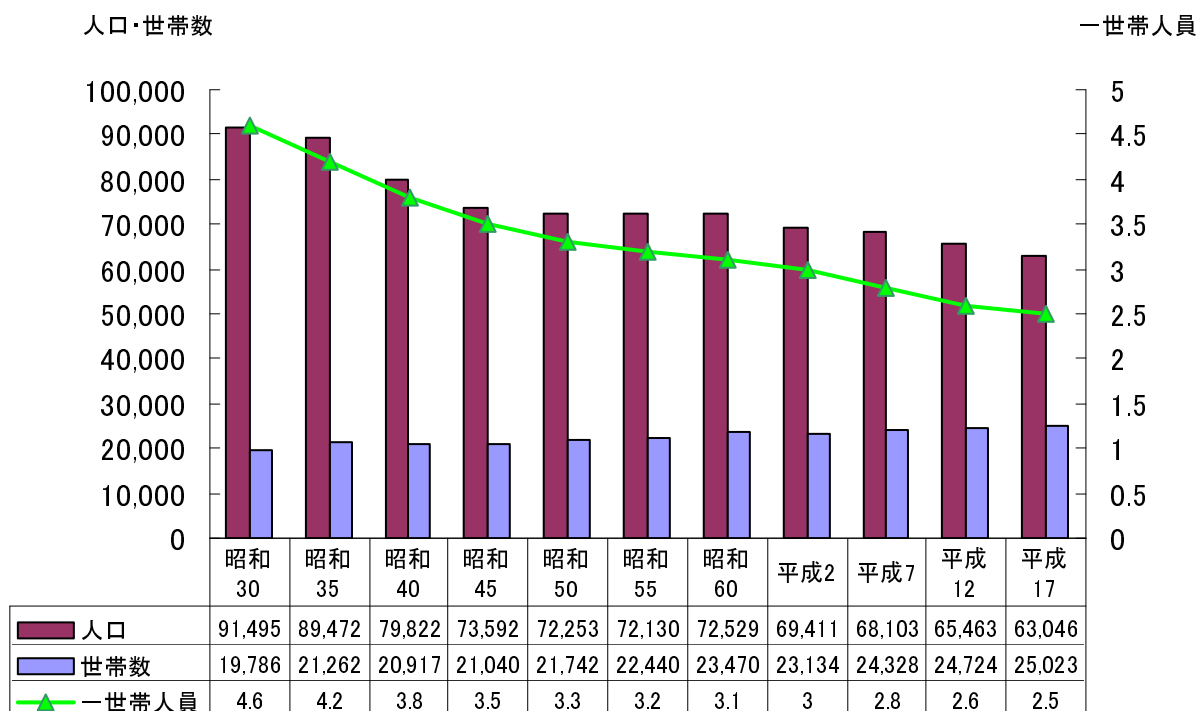


人口

当市の人口は、島根県で3番目に多い60,636人であり、世帯数は26,320世帯となっています。(平成21年4月1日現在)

昭和35年以降、若年層を中心に人口流出が続き年々減少しています。特に、30年代後半から始まった高度経済成長期に、大企業及び工場等が集積する京阪神工業地帯を中心に人口の流出が進み、昭和30年から平成17年までの50年間で28,449人が減少し、減少率は31.1%となっています。

本市においては過疎化に加え、少子化、高齢化が急速に進展しています。過疎化の要因としては、自然的要因の他、雇用機会の不足、生活環境整備の遅れなどが考えられます。



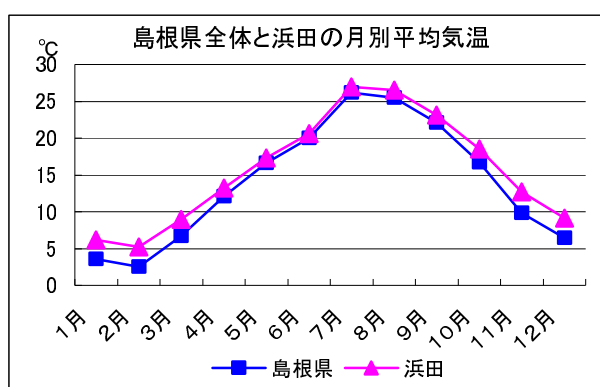
国政調査より

気候

日本海型気候に属していますが、対馬暖流の影響により、年間平均気温 15.7℃（平成 20 年度）と、島根県のなかでは比較的温暖です。

また、日照時間が長く、冬季の積雪も少ないなど、自然環境や居住条件に恵まれた地域です。

℃	1月	2月	3月	4月	5月	6月
島根県	3.6	2.5	6.7	12.1	16.6	20
浜田	6.2	5.2	9	13.2	17.3	20.6
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
島根県	26.2	25.5	22.1	16.7	9.8	6.4
浜田	27	26.5	23.1	18.5	12.7	9.1



資料：松江地方気象台「島根県の気象」H20

交通

交通は、国道 9 号と J R 山陰本線が並行して東西に伸び、広島県に向けては、中国横断自動車道広島浜田線や国道 186 号のほか、主要地方道浜田八重可部線、浜田美都線、浜田作木線が整備されています。

さらに、現在、浜田・三隅道路の建設工事が進んでいます。

公共交通機関は、J R 山陰本線と民間バスのほか、市営バスと交通空白地帯に新交通システムを運行しています。

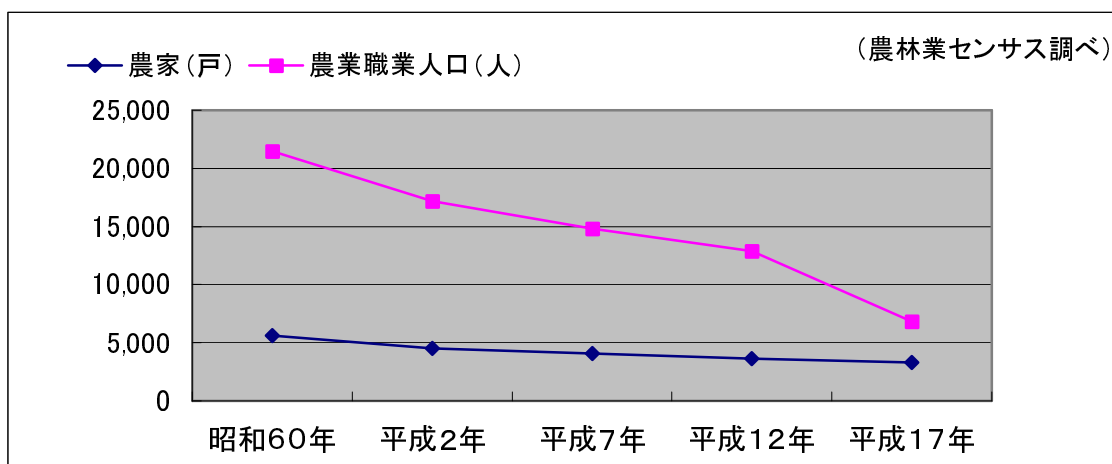
また、浜田港と三隅港の重要港湾を有するとともに、隣接する益田市には、萩・石見空港が整備されており、環日本海地域における陸・海・空の交通拠点としての位置づけが高まっています。



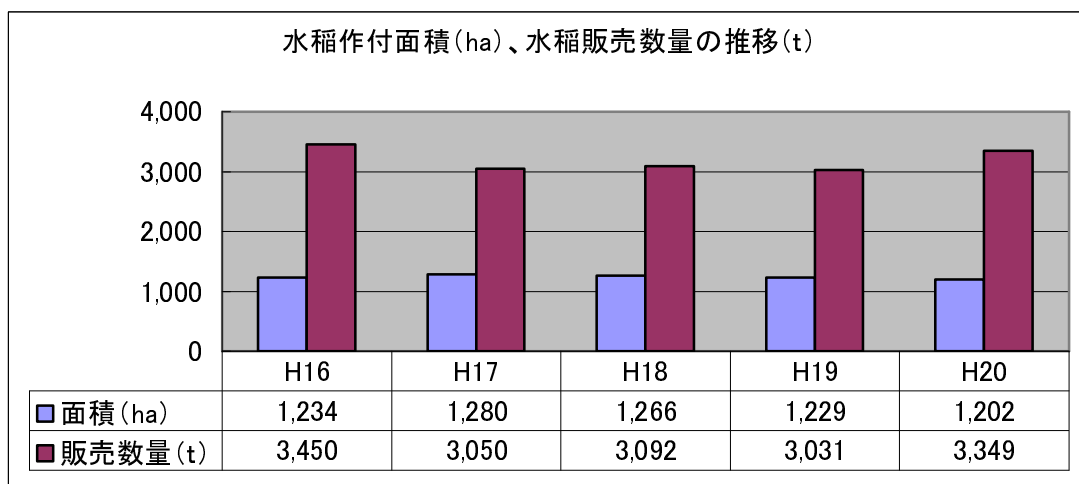
農業

平成17年の農家数は3,307戸であり、平成7年の4,090戸と比べると、10年間で約19%減少しています。

兼業農家による水田農業が中心であり、コシヒカリの栽培割合が高く、気象条件や立地条件などによる収量・品質・規格の統一が難しい現状があります。



当市は、兼業農業による水田農業が中心です。基幹作物である水稲については、全国的に米消費が減少傾向で推移するなか、米価低迷、生産調整による作付面積の現象および肥料等の高騰による生産コストの増加などのため、生産額と農家所得は低下しています。



林業

本市の森林面積は 56,049ha で、林野率は 81.3% です。そのうち民有林は 54,220ha で、スギを主体とした民有林の人工林率は 26.2% となっています。

人工林の齢級配置をみると、8 齢級以下の林分が 77.6% と大半を占めており、これらの要保育森林の整備を適正に推進していくことが課題です。

本市における林業の歴史は浅く、人工林のほとんどは戦後行なわれたものです。その造林についても、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化、不足等により、年々減少傾向にあり、地域木材の利用促進など計画的な森林整備に努める必要があります。

商業

市内商業地は、平成 3 年 12 月の浜田自動車道の開通後、郊外型大型店舗やコンビニエンスストア等の進出、後継者不足等による以前のような賑わいがなくなり、中心市街地の魅力が薄れ、空き店舗の増加や商業機能の衰退が進んでいる現状にあります。

今後は、市街地の都市機能の集積を重点的に進めることによりコンパクトで賑わいあふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

事業所数、従事者数及び商品販売額等

	H3.7.1	H6.7.1	H9.7.1	H11.7.1	H14.6.1	H16.6.1	H19.6.1
事業所数(件)	1,680	1,537	1,363	1,361	1,233	1,159	1,034
従業者数(人)	7,161	7,032	6,609	6,810	6,680	6,073	5,726
年間商品販売額(万円)	19,800,110	19,637,971	18,255,745	17,103,270	15,549,621	14,949,873	13,007,286

平成 19 年については島根県速報値

(商業統計調査より)

平成 16 年以前については合併前旧市町村の数値の合計

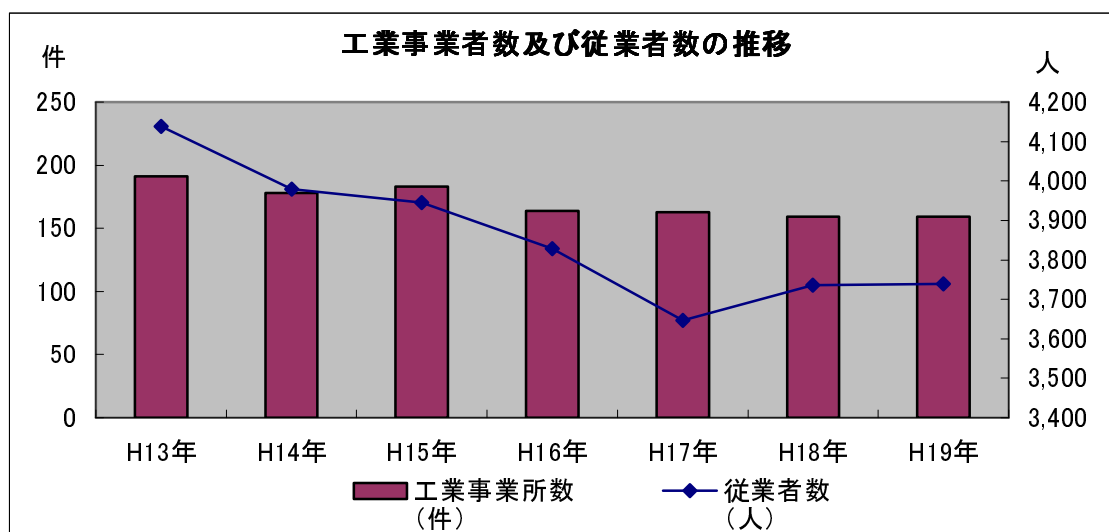
工業

浜田市には、全国に誇れる水産加工品や工業製品も数多くありますが、若年労働者の県外流出による後継者不足やIT活用等の戦略的な情報発信不足により、販路の拡大が大きく見込めない現状となっており、後継者の指導、経営感覚の醸成、マーケティング等の人材育成が課題となっています。

工業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
工業事業所数	191	178	183	164	163	159	159
従業者数(人)	4,138	3,980	3,946	3,829	3,647	3,736	3,739
製造品出荷額 (万円)	6,742,606	6,324,281	6,360,332	6,599,723	6,517,978	6,777,921	7,195,443

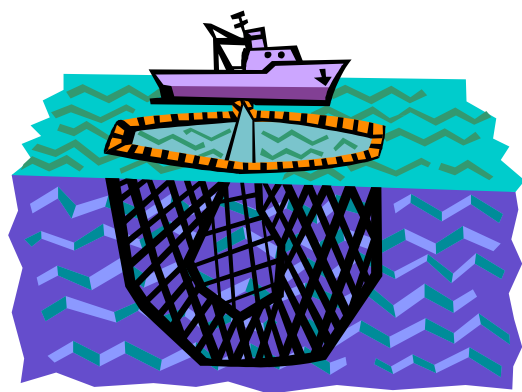
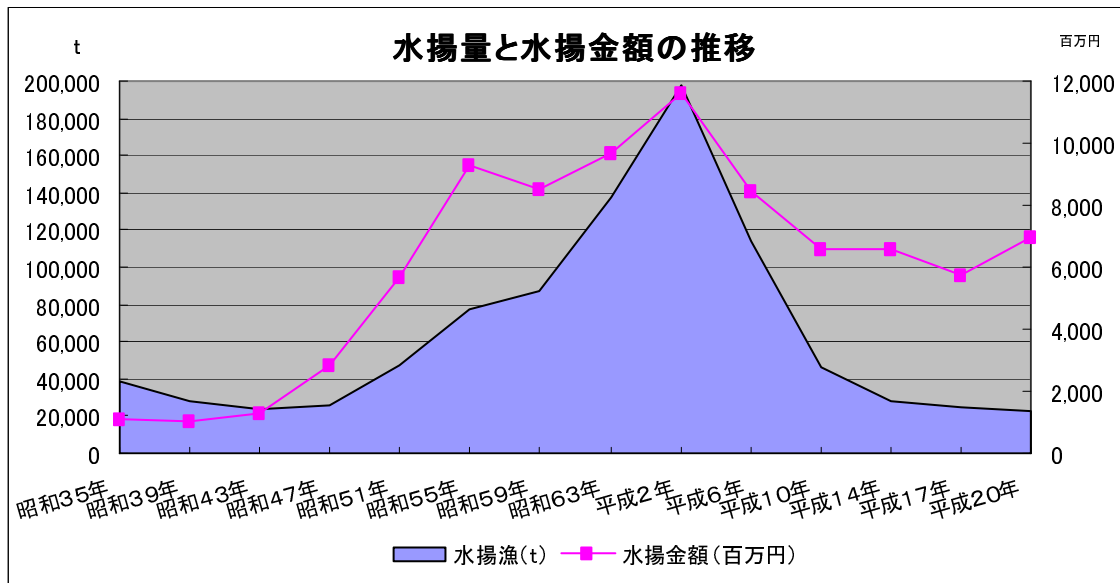
平成16年以前は合併前急市町村の数値の合計 (工業統計調査【調査日12月31日】より)



水産業

平成20年度の水揚げ量は対前年度比で3.5%の減、水揚金額は対前年度比で1.6%の減となっています。

資源の枯渇、担い手の高齢化や後継者不足など水産業を取り巻く環境は依然として非常に厳しい環境にありますが、こうした現状を改善するために引き続き県外船の誘致や栽培漁業の推進、漁場の造成などにより漁業資源の確保に努め、水産業の振興を図る必要があります。

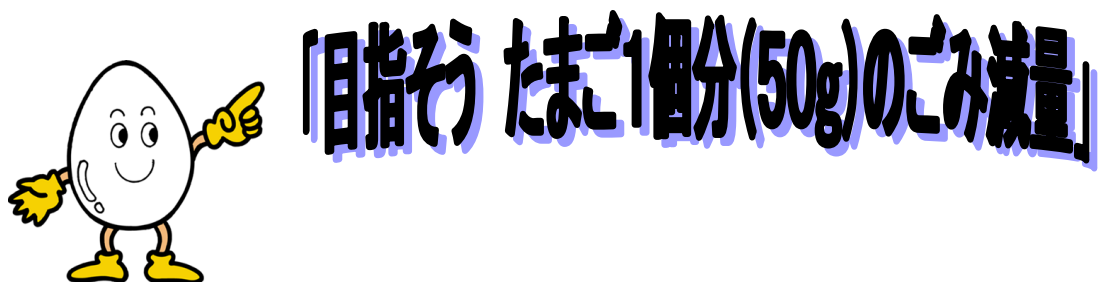


一般廃棄物の処理状況

本市の一般廃棄物の総排出量は、近年、全体的に減少傾向にあります。

しかし、現在の経済社会活動においては、廃棄型の多様化に伴う処理の困難化、不適正な処理による環境負荷の増大や最終処分場の不足などの問題が起きています。

平成20年度の、総排出量は22,050 t（うち資源ごみ3,911 t）で、市民1人1日当たりの平均排出量は約996 gとなっています。



二酸化炭素排出量

平成17(2005)年度の浜田市の二酸化炭素排出量は、平成2(1990)年度と比較すると、28.9%増加しています。このうち民生業務部門で53.2%増加、民生家庭部門で42.9%増加と2つの部門で大きく増加しています。

単位 (千 t -CO ₂ /%)	1990年	2000年	2005年	増加率 (2005/1990)
産業部門	76	91	97	127.9
民生業務部門	79	113	122	153.2
民生家庭部門	123	163	175	142.9
運輸部門	126	140	127	100.5
合計	404	507	521	128.9

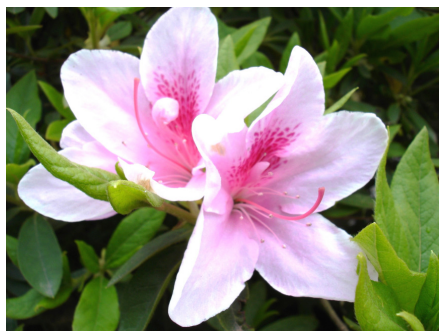
浜田市の花・木・魚

平成 21 年 10 月 1 日に制定された、浜田市の花・木・魚は、「つつじ」・「さくら」・「のどぐろ」です。

つつじは、市内に広く植えられており、春の開花期に一斉に咲きそろう様子は、春爛漫の浜田の景色を印象づけるものとなっています。種類も多く、栽培、普及が容易であることから多くの市民に親しまれています。

さくらは、市内各所で多数植栽されているとともに、山々には野生種も点在し、花の時期にはそれぞれに風情のある姿で多くの市民の目を楽しませています。三隅町内数ヶ所に、町内外の多くの人々に愛される「一本桜」の大樹が存在していることも特徴的です。

のどぐろは、古くから地域で親しまれているとともに、近年は「どんちっち三魚」(アジ・カレイ・のどぐろ)の1つとしてブランド化され、浜田を代表する魚として全国的な知名度も上がっています。市民にとっても、「味のよさ」と「高級感」から人気の高い魚です。



2 環境に関するアンケート調査結果

〈市民〉 調査の概要

(1) 調査の目的

環境問題などに関する市民の考え方や意識を把握し、「第2次 浜田市環境基本計画」策定の基礎資料とする。

(2) 調査対象

市内在住者 1,500人 (無作為抽出)

〈浜田 1,026・金城 109・旭 100・弥栄 100・三隅 165〉

(3) 調査内容

調査内容の設定にあたっては、第1次浜田市環境基本計画(平成12年5月策定)策定時に実施した調査と同じ内容とし、市民意識の変化を計画に反映するものとする。

- ① 回答者の属性
- ② 関心のある環境問題について
- ③ 自宅周辺の環境に対する満足度について
- ④ 行政に実施してほしい環境施策について
- ⑤ 回答者の環境問題への取組みについて
- ⑥ 自由意見

(4) 調査期間

平成18年9月20日～平成18年10月10日

(5) 調査方法

郵送による配布・回収

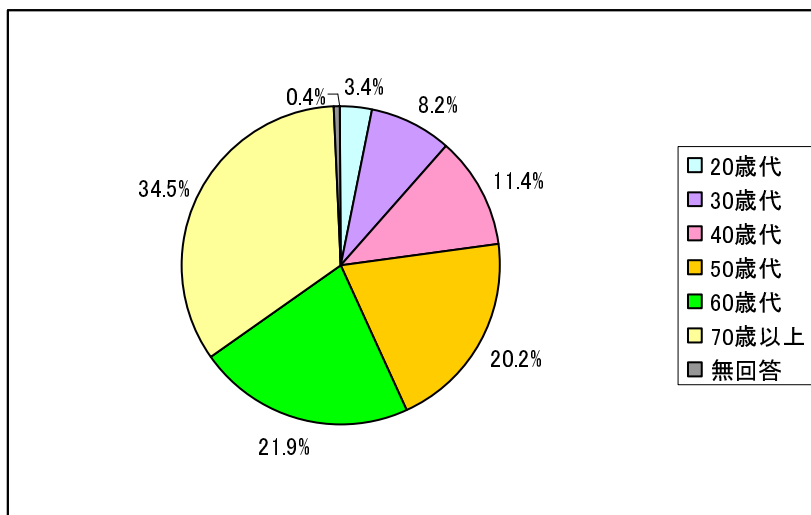
(6) 回収方法

- ① 回収数 684人
- ② 回収率 45.6%

問 1 . 年 齢

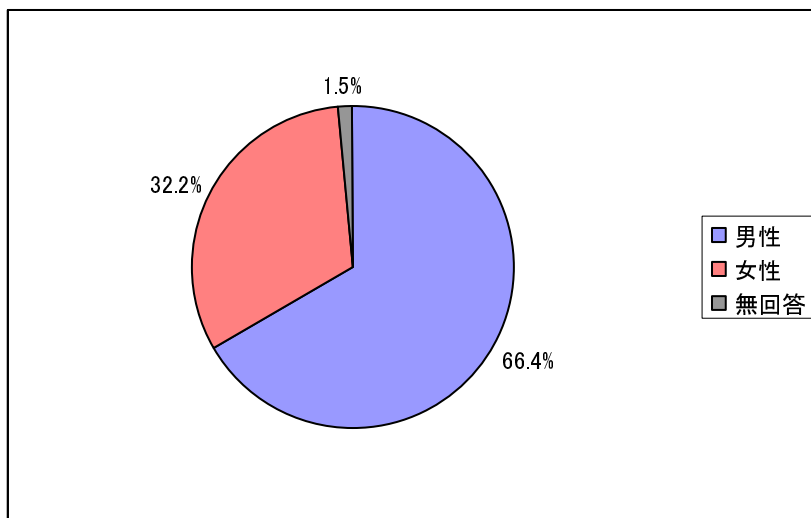
■ 年 齢 は、「70 歳 以 上」が 3 分 の 1 以 上

回答者の年齢は、70歳以上が34.5%、60歳代が21.9%と、60歳以上が半数以上を占めている。一方で、30歳代は8.2%、20歳代は3.4%と少なくなっている。

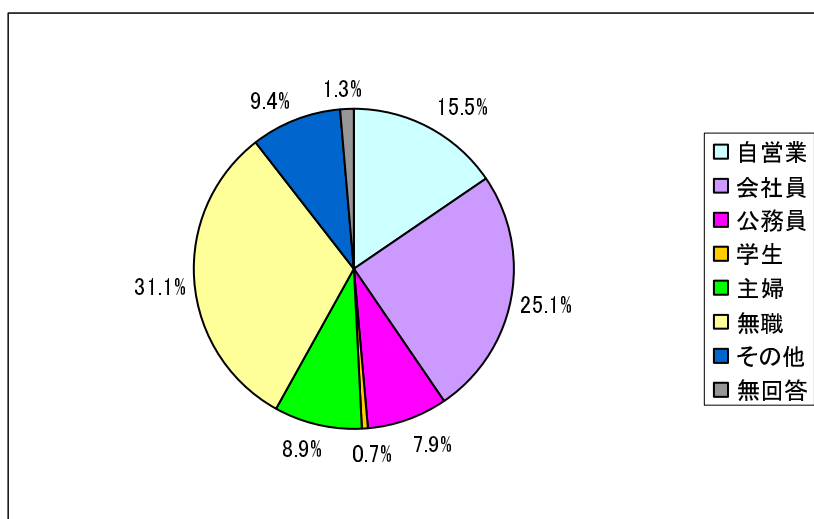


地区別に見てみると、浜田地区以外の全ての地域で60歳以上が60%を越えており、特に弥栄地区は80%を越えている。

問 2 . 性 別



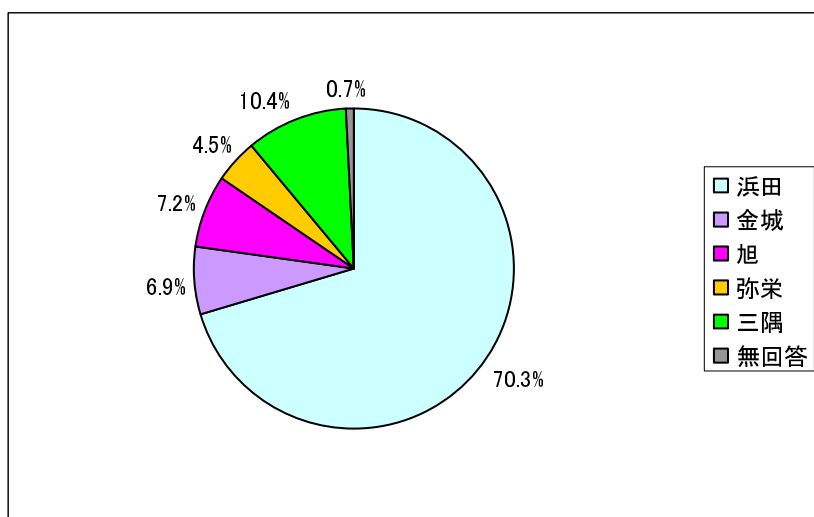
問 3. 職 業



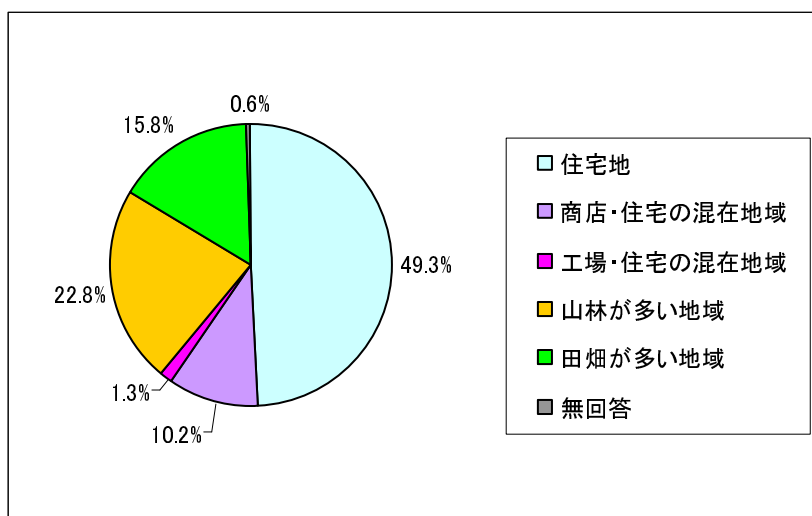
地区別に見てみると、金城、旭、弥栄は会社員よりも自営業が多く、特に弥栄は、自営業が 38.7%、会社員が 6.5%と大きく開いている。

上記以外の項目に関しては大きな差は見られなかった。

問 4. 現住所



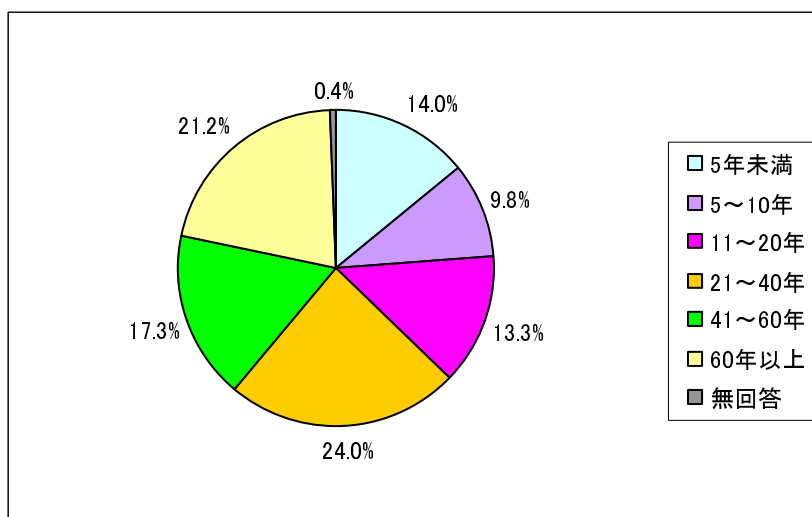
問 5. 自宅周辺の状況



地区別に見てみると、浜田地区は住宅地（混在地域含む）が 77%と、4分の3以上となっている。

一方で金城、旭、弥栄においては、山林・田畑が多い地域が各地区とも約 90%と、非常に多くなっている。

問 6. 居住年数



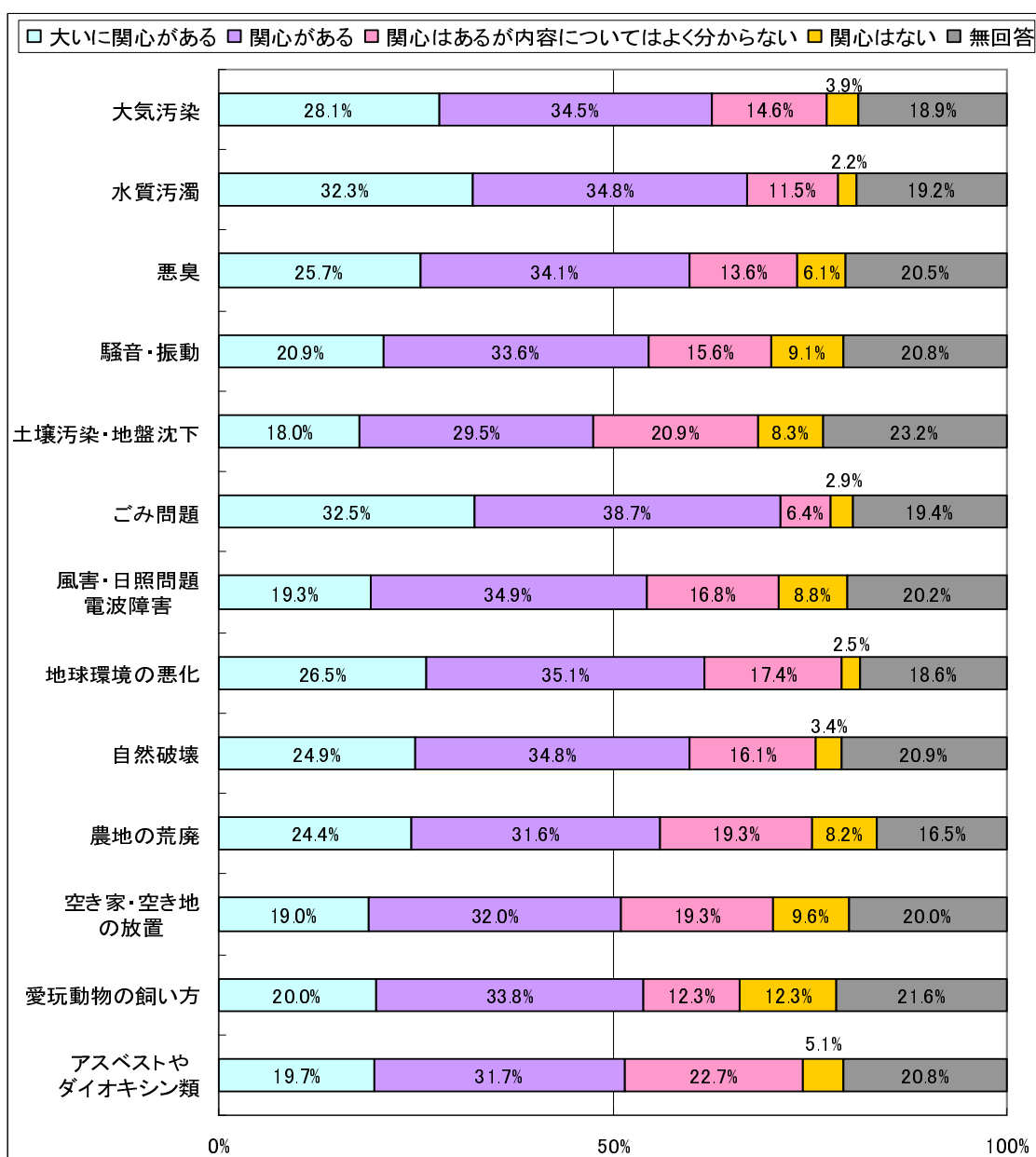
地区別に見てみると、旭や弥栄などは高齢者の方が多いためか、居住年数が長い傾向にあり、特に旭では、居住年数 60年以上の回答が半数に近い 44.9%となっている。

問 7. 関心がある環境問題

■ 特に関心を持たれている環境問題は「ごみ問題」や「水質汚濁」

関心がある環境問題についてたずねたところ、「大いに関心がある」が多かったのは「ごみ問題」の32.5%、「水質汚濁」の32.3%となっており、特に「ごみ問題」は「関心がある」を含めると、7割以上となっている。

「アスベストやダイオキシン類」や「土壌汚染・地盤沈下」に関しては、2割以上が「関心はあるが内容についてはよく分からない」となっている。

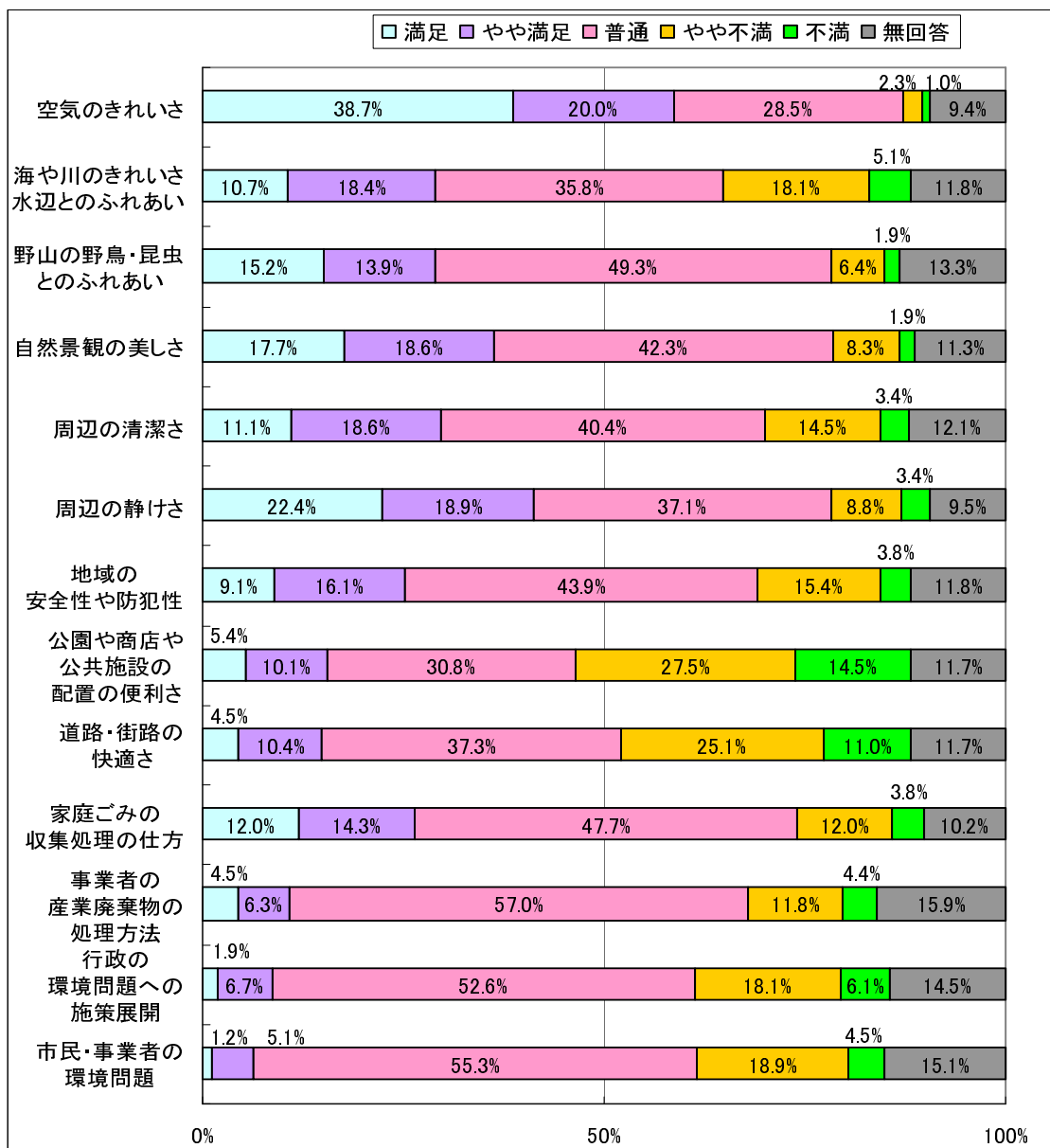


問 8. 自宅周辺の環境に対する満足度

■満足が最も多いのは「空気のきれいさ」、不満が最も多いのは「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」

「満足」と「やや満足」を合わせた割合を見ると、「空気のきれいさ」が 58.7%と半数を超えており、次いで「周辺の静けさ」が 41.3%、「自然景観の美しさ」が 36.3%となっている。

「不満」と「やや不満」を合わせた割合を見ると、「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」が 42.0%、「道路・街路の快適さ」が 36.1%と高くなっている。

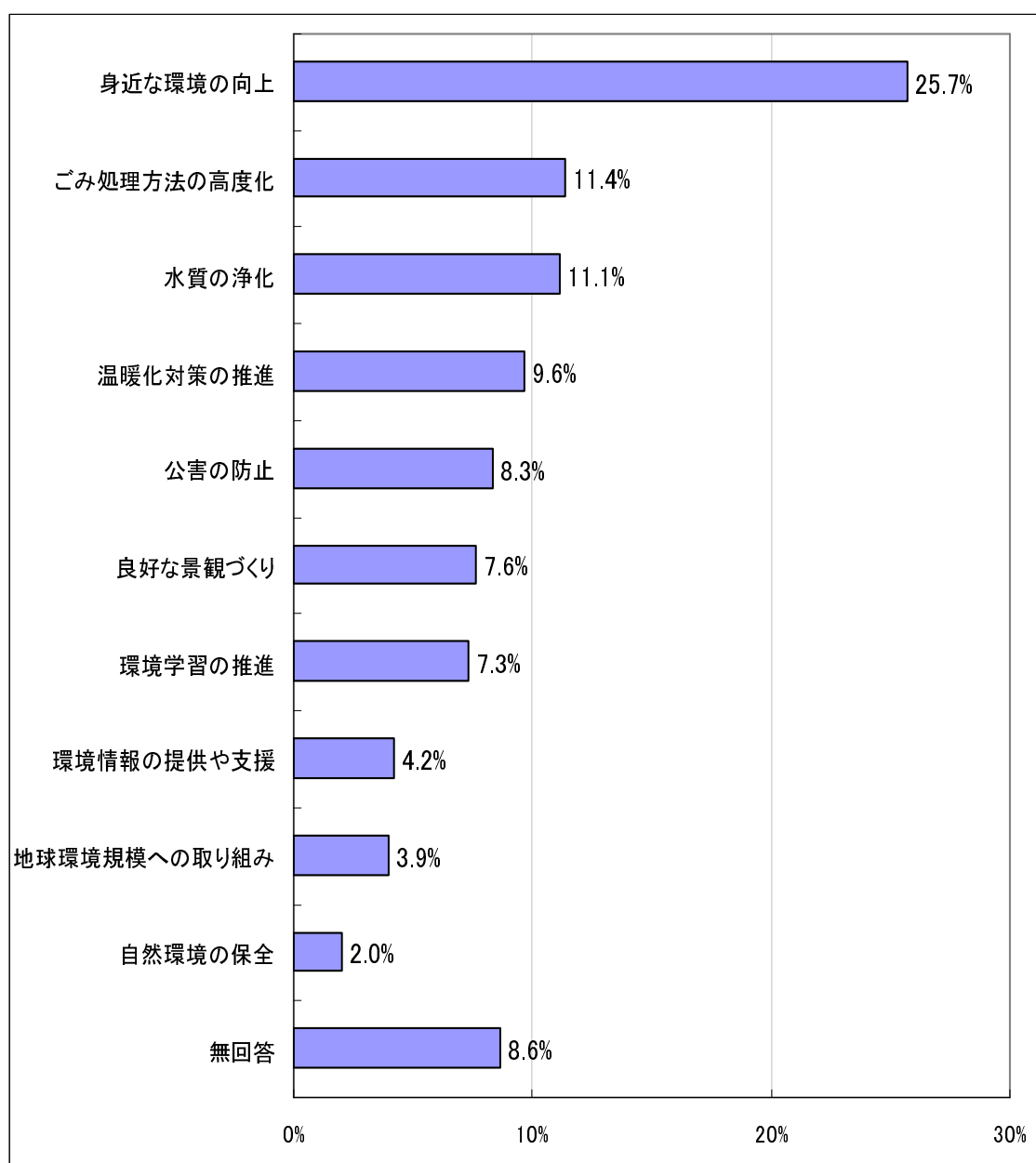


問9. 行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策

■ 行政に最も実施してほしい環境政策は「身近な環境の向上」

行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策をたずねたところ、最も多かったのは「身近な環境の向上」で、全体の4分の1以上を占めており、次いで「ごみ処理方法の高度化」が11.4%、「水質の浄化」が11.1%などとなっている。

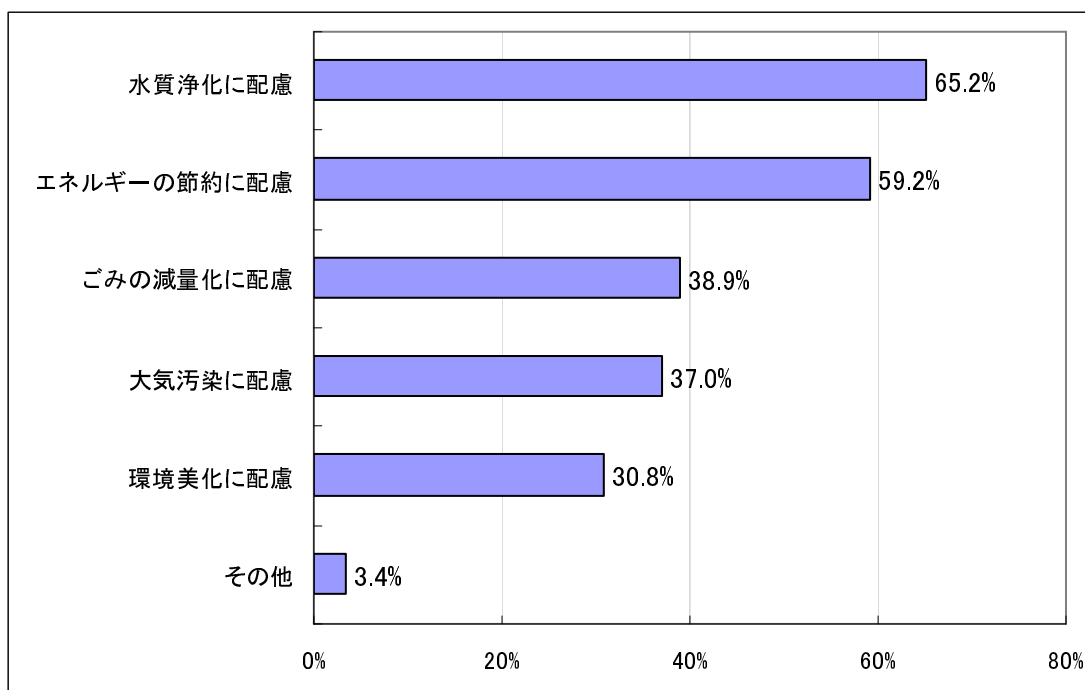
逆に「自然環境の保全」が2.0%と最も少なく、次いで「地球環境規模への取り組み」が3.9%、「環境情報の提供や支援」が4.2%などとなっている。



問 10. 現在環境に配慮して実行していること（複数回答）

■環境に配慮して実行していることは「水質浄化に配慮」、「エネルギーの節約に配慮」が半数以上

現在環境に配慮して実行していることをたずねたところ、「水質浄化に配慮」が65.2%と最も多く、次いで「エネルギーの節約に配慮」が59.2%、「ごみの減量化に配慮」が38.9%などとなっている。



〈事業者〉 調査の概要

(1) 調査の目的

環境問題などに関する事業者の考え方や意識を把握し、
「第2次 浜田市環境基本計画」策定の基礎資料とする。

(2) 調査対象

市内在住者 500 事業所

(事業所・企業統計調査リストから無作為抽出)

〈浜田 382・金城 45・旭 18・弥栄 14・三隅 41〉

(3) 調査内容

調査内容の設定にあたっては、第1次浜田市環境基本計画
(平成12年5月策定)策定時に実施した調査と同じ内容とし、
市民意識の変化を計画に反映するものとする。

- ① 回答事業所の属性
- ② 関心のある環境問題について
- ③ 事業所周辺の環境に対する満足度について
- ④ 行政に実施してほしい環境施策について
- ⑤ 回答事業所の環境問題への取組みについて
- ⑥ 自由意見

(4) 調査期間

平成18年10月30日～平成18年11月30日

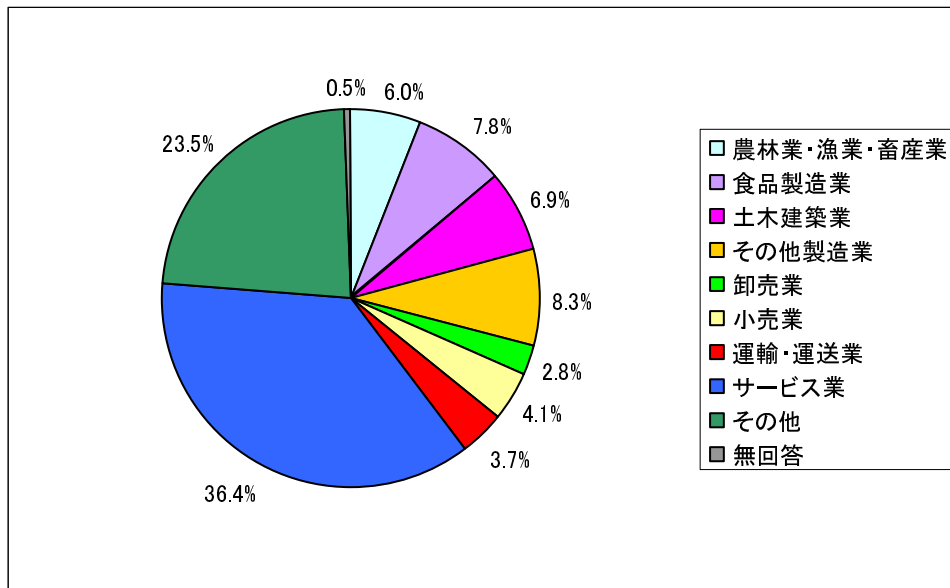
(5) 調査方法

郵送による配布・回収

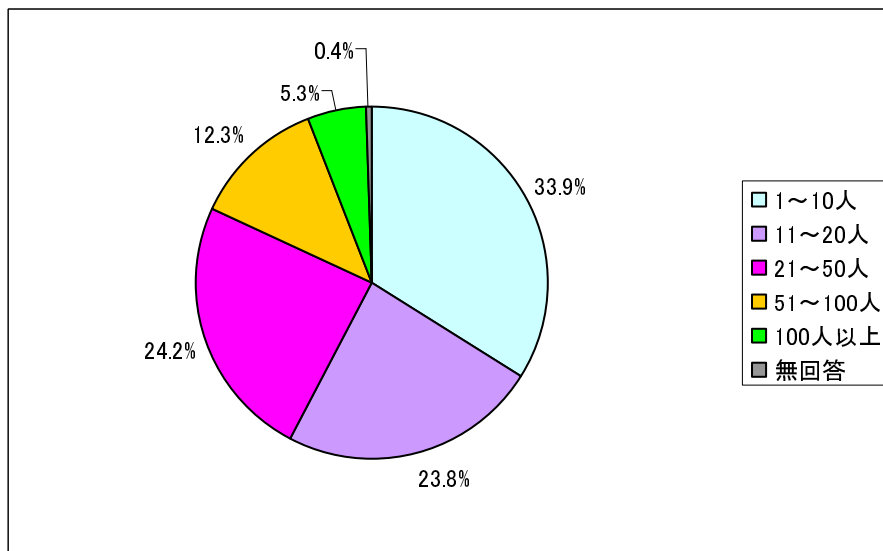
(6) 回収方法

- ① 回収数 227 事業所
- ② 回収率 45.4%

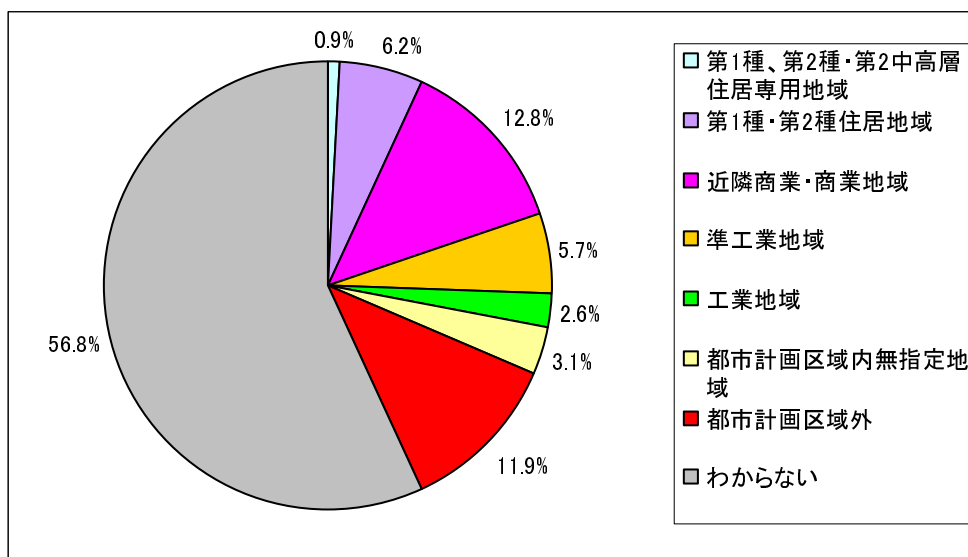
問 1 . 業 種



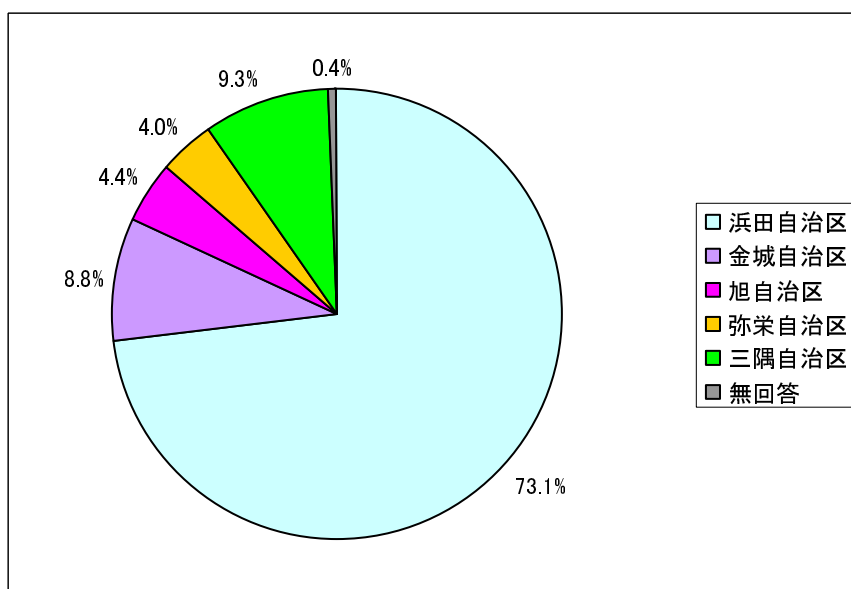
問 2 . 従 業 員 規 模



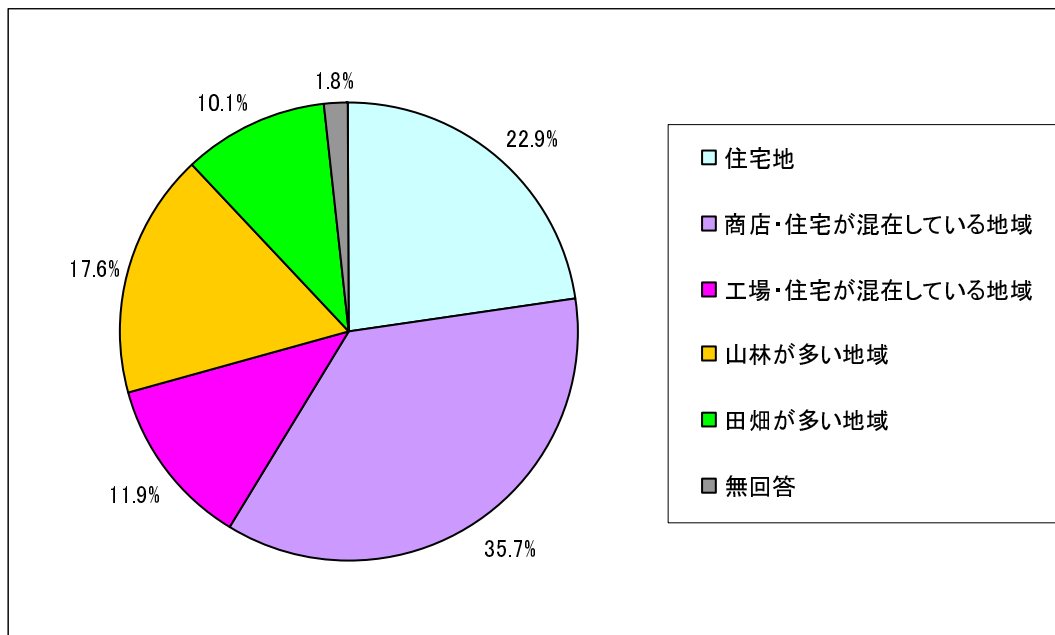
問 3. 都市計画用途地域区分



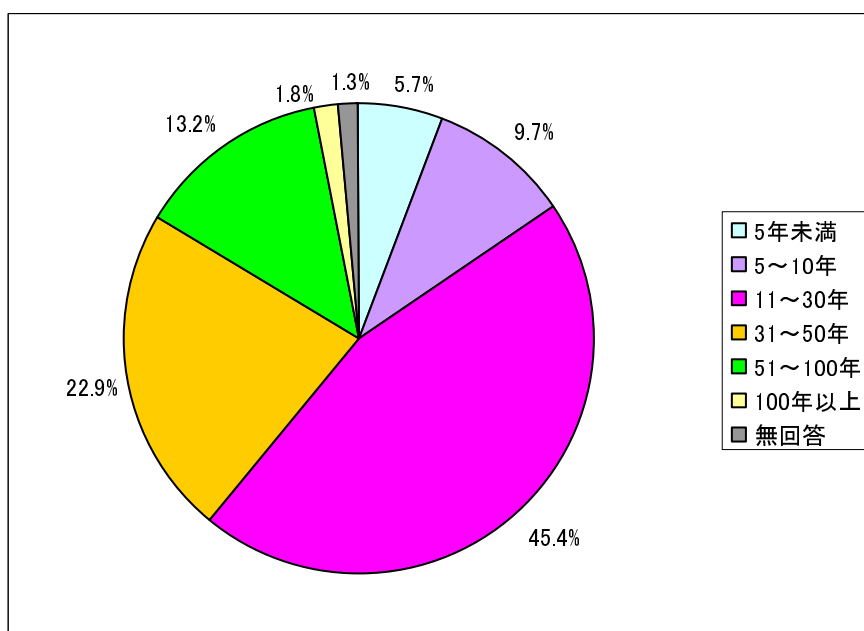
問 4. 所在地



問5. 事業所周辺の状況



問6. 所在地での操業年数

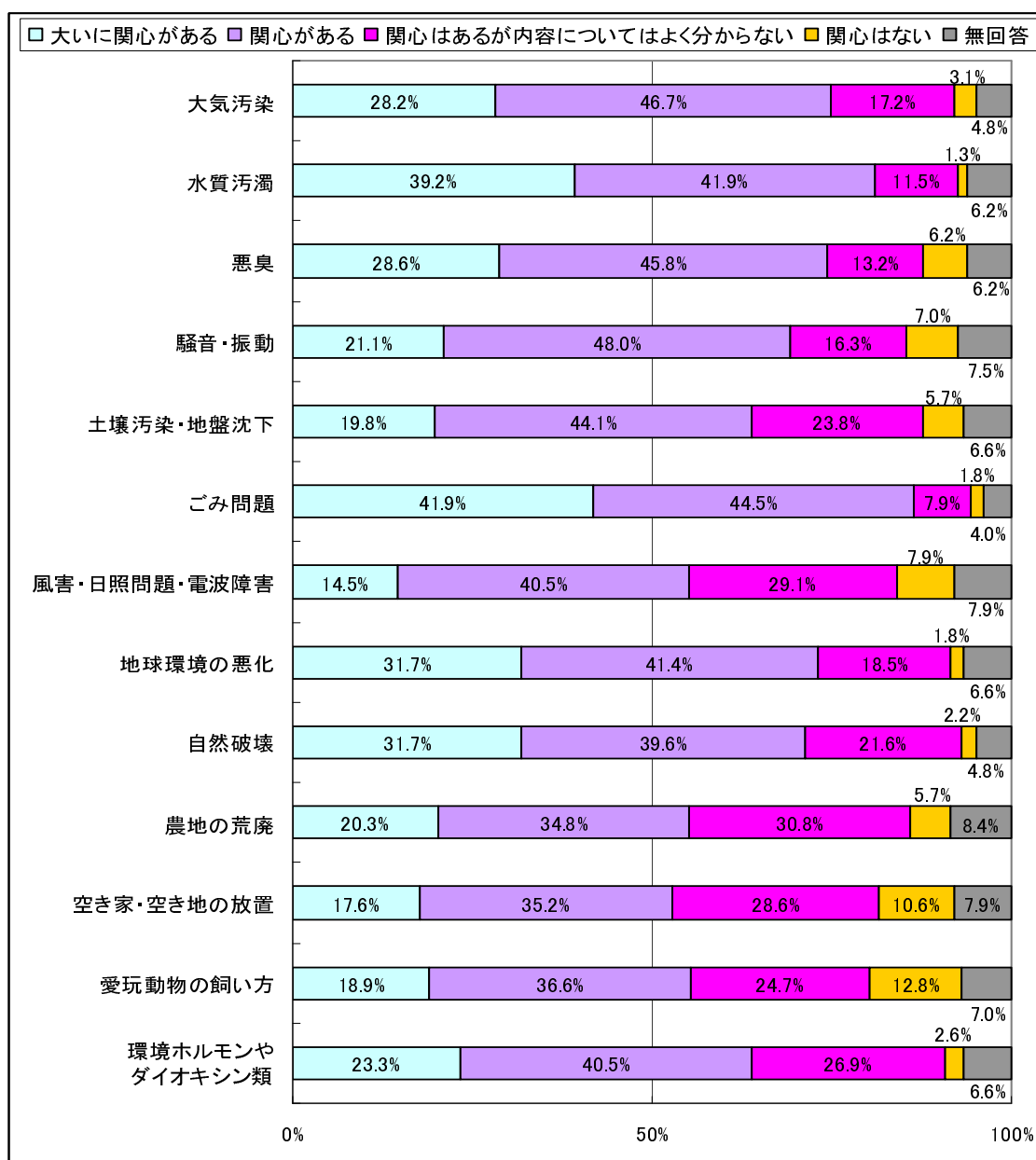


問7. 関心がある環境問題

■特に関心を持たれている環境問題は「ごみ問題」や「水質汚濁」

関心がある環境問題をたずねたところ、「大いに関心がある」について、「ごみ問題」が41.9%と最も多く、次いで「水質汚濁」が39.2%、「地球環境の悪化」と「自然破壊」が31.7%となっている。

全ての項目において、「大いに関心がある」と「関心がある」を合わせた割合が半数を超えており、「ごみ問題」と「水質汚濁」については8割を超えている。

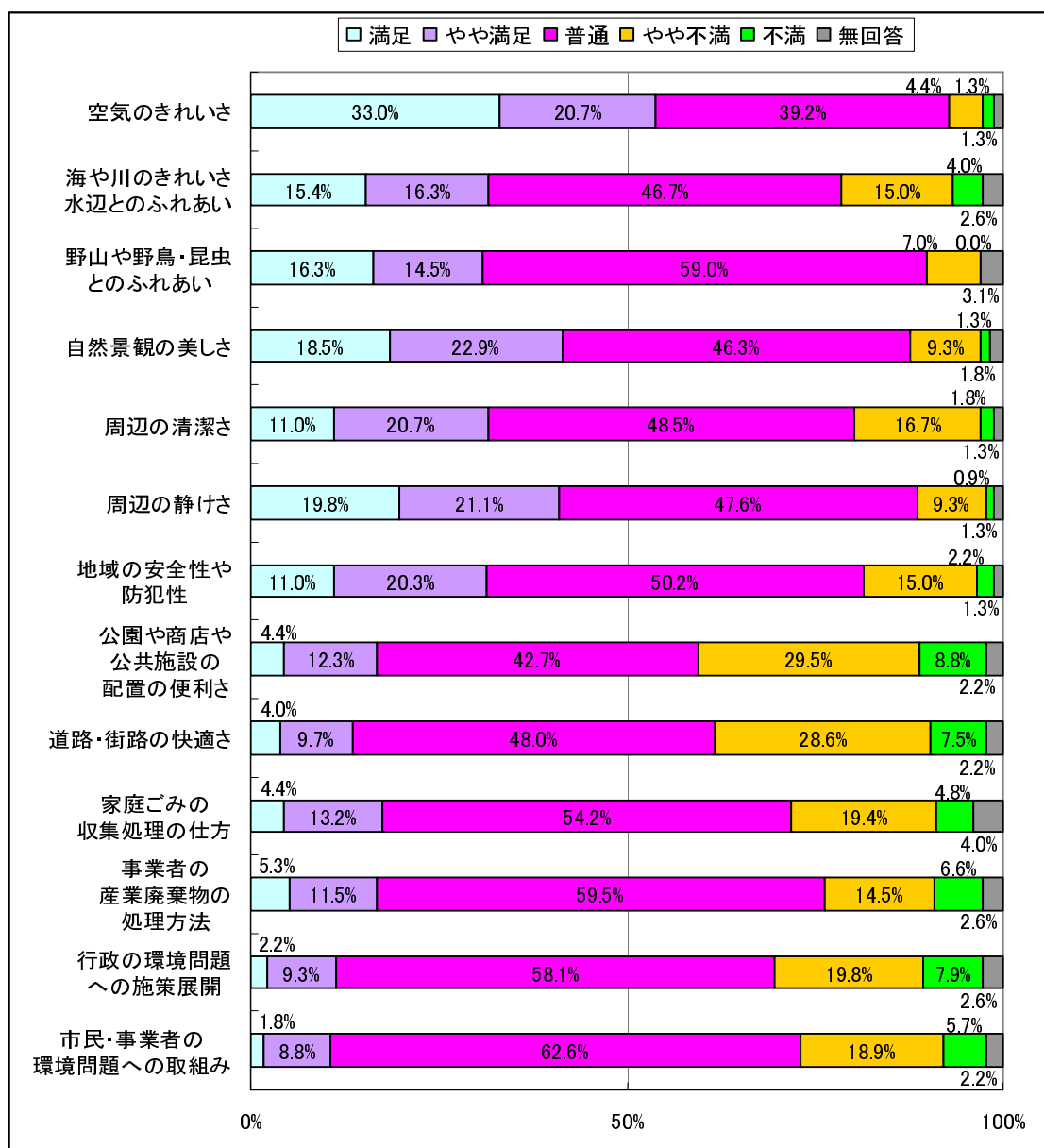


問 8. 事業所周辺の環境に対する満足度

■満足が最も多いのは「空気のきれいさ」、不満が最も多いのは「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」

「満足」と「やや満足」を合わせた割合を見ると、「空気のきれいさ」が 53.7%と最も多く、次いで「自然景観の美しさ」が 41.4%、「周辺の静けさ」が 40.9%となっている。

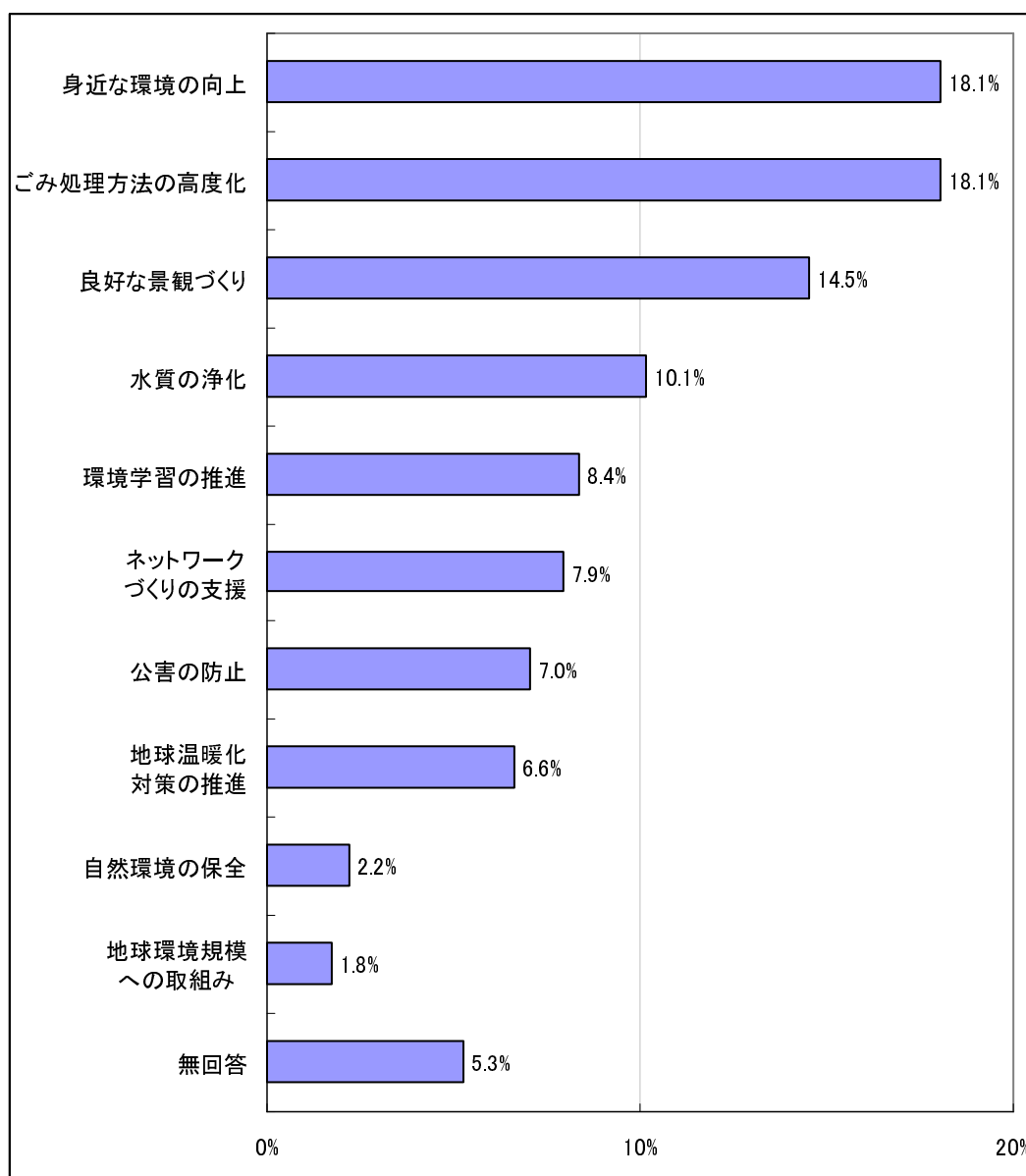
一方で「不満」と「やや不満」を合わせた割合を見ると、「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」が 38.3%、「道路・街路の快適さ」が 36.1%と 3分の1以上となっており、「行政の環境問題への施策展開」が 27.7%など、2割を超える意見も多く見られる。



問9. 行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策

■特に実施してほしい環境施策は「身近な環境の向上」と「ごみ処理方法の高度化」

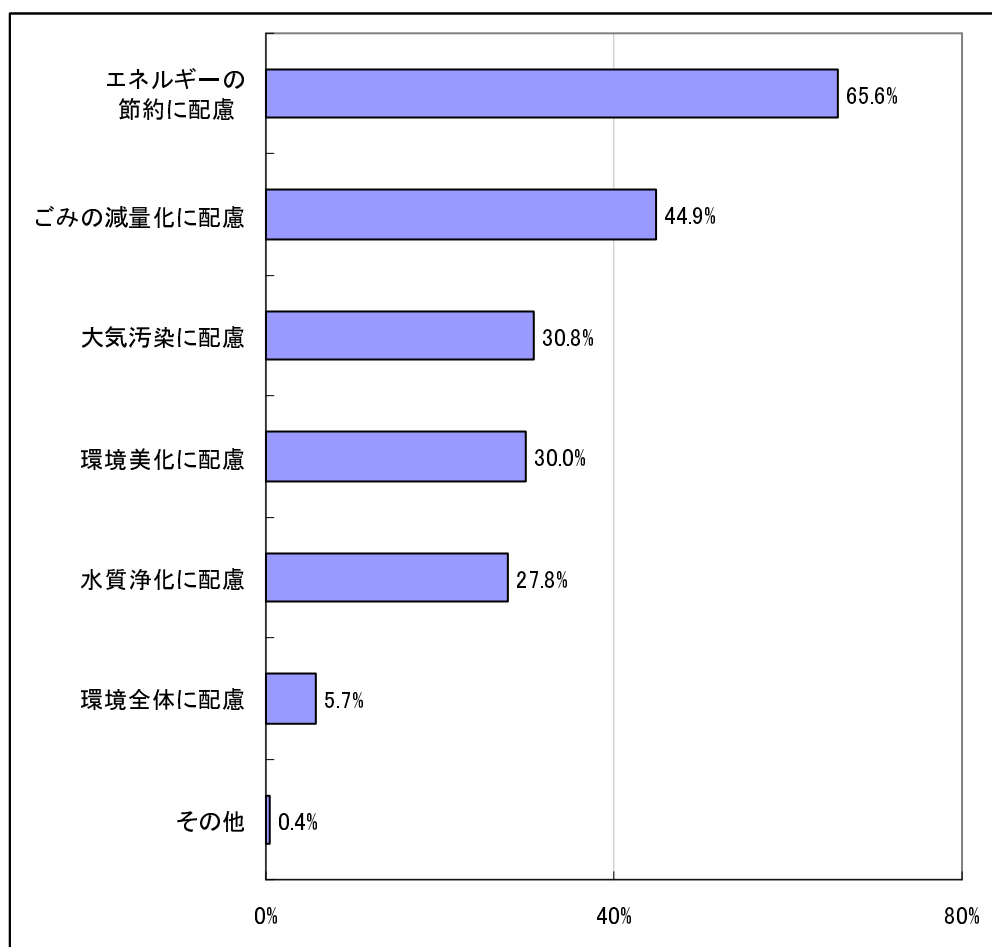
行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策をたずねたところ、「身近な環境の向上」と「ごみ処理方法の高度化」が共に18.1%と最も多く、次いで「良好な景観づくり」が14.5%、「水質の浄化」が10.1%などとなっている。



問 10. 現在、環境に配慮して実行していること（複数回答）

■環境に配慮して実行していることで多いのは「エネルギーの節約に配慮」

環境に配慮して実行していることをたずねたところ、最も多かったのは「エネルギーの節約に配慮」の 65.6%であり、次いで「ごみの減量化に配慮」が 44.9%、「大気汚染に配慮」が 30.8%などとなっている。



3 市民意見（パブリックコメント）の概要

- 1 政策等の案の名称 : 浜田市環境基本計画（案）
- 2 意見の提出期間 :
平成 21 年 11 月 1 日（日）～ 平成 21 年 11 月 30 日（月）
- 3 提出件数 : 7 件（5 名） 〈メール 3 名・窓口持参 2 名〉
- 4 意見の処理状況
 - (1) 計画に反映するもの 2 件
 - (2) 既に計画に反映しているもの 3 件
 - (3) 浜田市への貴重な提言として受付けるもの 2 件
- 5 所管課の名称 : 市民福祉部 くらしと環境課
- 6 意見募集の結果 :

上記の案件について、意見を募集した結果、市民のみなさんから、次のとおり貴重なご意見をいただきました。
（趣旨を損なわないよう要約させていただきました。）

いただいたご意見に対する浜田市の考え方及び最終的な意思決定の内容については、以下のとおりです。

なお、今回の計画と直接関わる内容でないご意見等については、浜田市への貴重なご提言として受け取らせていただいております。

- 7 結果公表の閲覧 :
 - (1) 閲覧期間 : 平成 22 年 3 月～
(開庁日の 8:30～17:15)
 - (2) 公表場所 : ① 窓口 本庁舎 くらしと環境課
金城支所 市民福祉課
旭支所 市民福祉課
弥栄支所 市民福祉課
三隅支所 福祉課
② 浜田市ホームページ

浜田市環境基本計画（案）に関する意見と浜田市の考え方
（提出順）

NO	意見の趣旨	浜田市の考え方
1	<p>物々交換の再生について</p> <p>人口減少が確定している地域環境の再生を「物々交換」で乗り切る発想の提言。高齢化・人口減少を見据えた「浜田版の逆転発想」</p> <p>〈内容の概要〉</p> <p>海と山の自然の幸を「商品価値感」でなく、互いの自給自足補完とするルートを創り産品を大切にする食料確保をめざす。</p> <p>定期的(週1・2週)に、「物々交換市」を開催し生産者なら誰でも自由に参加でき、価格を指さない物々交換市。</p> <p>(誰でも産品持ち込みが参加出来るフリーマーケット的なイメージ)</p> <p>※互いが、生産者と消費者の二面を持ち寄る事で、売る産物から「自給重点の生産・消費方法」が再発見できる可能性がある。</p>	<p>ご提案のありました、「物々交換」による地域環境の再生につきましては、生活の豊かさと環境保全の両立を図る循環型社会構築に向けた重要な取組みのひとつであると考えております。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画書P79「市民の環境配慮」《エコライフスタイルへの転換》の中で、自給重点の生産・消費の方法による、地球温暖化対策や循環型社会構築に向けた「地産地消」の取組みへの協力・連携についての記述を追加いたしました。</p>
2	<p>浜田川の浄化について</p> <p>半世紀前はきれいな水で水泳ができた。</p>	<p>生活排水の浄化については、合併処理浄化槽による汚水処理も有効な手段であり、合併浄化槽設置助成事業により、合併処理浄化槽の普及を図っております。</p>

		<p>ご意見の内容につきましては、計画書P24「水辺」【施策の方向性】において、下水道整備事業などの整備促進を掲げております。</p> <p>また、P49「水質汚濁」【施策の方向性】において、河川の水質浄化に向けた施策を展開することとしており、すでに計画に反映しています。</p>
3	<p>下水道の整備について 下水道事業などによる水質浄化対策の推進を望む。</p>	<p>浜田市街地の下水道整備事業については、多大な事業費が必要となるため中期、長期的な市の財政状況を勘案し、十分な検討が必要です。</p> <p>下水道整備未着手地区については、早期に、新浜田市の下水道整備事業の全体構想と基本方針を定め検討いたします。</p> <p>ご意見の内容につきましては、計画書P24「水辺」【施策の方向性】において、下水道整備事業などの整備促進を掲げております。</p> <p>また、P49「水質汚濁」【施策の方向性】において、公共下水道事業など地域に応じた汚水処理の手法による下水道整備の推進などの施策を展開することとしており、すでに計画に反映しています。</p>

<p>4</p>	<p>この計画の目的となる、「景観形成」「温暖化対策」「人づくり地域づくり」「循環型社会の構築」の4点に関係してくるのは、市の8割近くを占める森林の利用と保護の計画であろうと考える。</p> <p>最近では、材価の低迷で林業は衰退の一途をたどっているが、「荒廃人工林や竹林の再生」と「エネルギーやマテリアル利用、医療、化学素材への利用」をともに考えていくと、新しい産業と環境保全の両立ができるのではないかと思う。</p> <p>精神論だけでは森林保全は難しいと思う。私たちが利用し、利益を生み、癒しの場を与えてくれると感じることができるようになるとさらに 観光資源（グリーンツーリズムなど）としての価値も上がるのではないか。</p> <p>森は生命のゆりかごといわれている。生物の多様性や水源の涵養機能など、その他あげれば私たち人間にとって必要な力がたくさんある。</p> <p>ぜひもう少し突っ込んだ計画を検討して頂きたい。</p>	<p>森林保全については、重要であり、本計画に掲げる、多様な自然環境と生態系を保全していくため、さまざまな環境保全活動に取り組む必要があると考えています。</p> <p>当市には、海・山両方の豊かな資源があり、この豊かな自然を観光資源として活用することは重要です。</p> <p>ご指摘のあった森林を観光資源として活用することについて、浜田市ではツーリズム（自然体験型観光）推進事業として、現在、その推進母体となる浜田市ツーリズム協議会に専任の職員を採用するなど、組織育成を図り、浜田市の豊富な自然を利用したモデルルートの検討・作成など、自然体験型観光の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>森を守り育てることは、温暖化しつつある地球環境の保全対策として、また日本に存在する最も豊富な地域資源の活用策などとして、私たちが生活する上で欠くことのできない重要なことであると考えます。</p> <p>市といたしましては、まず未整備である森林の整備促進、竹材を始めとした木質バイオマスの推進など、森林の保全と森林の活用という両面から取り組んでいきたいと思っております。</p>
----------	---	---

		<p>また、地元材の活用を進めておられる、財団法人島根県西部山村振興財団や協同組合ヴァーテックス、そして森林整備の中核を担われている石中央森林組合など関係機関との連携を図り、地元木材の振興にも取り組んでいきます。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画書P34「森林・農地・漁場」【施策の方向性】に、「竹林等の森林資源を活用した木質バイオマスの推進」についての記述を追加いたしました。</p>
5	<p>下水道接続率 100%を目指した取組みを進めていただきたい。</p>	<p>各世帯の下水道接続工事については、市も接続率の向上を目指し、供用開始後の早期接続をお願いしております。普及啓発活動も継続して行っています。</p> <p>ご意見の内容につきましては、計画書P51「水質汚濁」【施策の方向性】において、下水道処理施設への早期つなぎ込みを促す啓発活動の実施を掲げており、すでに計画に反映しています。</p>

上記のほか、2件のご意見をいただきましたが、今回募集した浜田市環境基本計画に直接関わる内容ではありませんでしたので、浜田市への貴重なご提言として受け取らせていただきました。

4 策定の経過

〈平成 20 年度〉

日 付	内 容
3 月 12 日 (木)	策定方針決定

〈平成 21 年度〉

日 付	内 容
7 月 14 日 (火)	庁内策定会議
7 月 27 日 (月)	環境審議会 幹事会
8 月 10 日 (月)	環境審議会 (諮問)
9 月 3 日 (木)	市議会 福祉環境委員会
9 月 24 日 (木)	庁内策定会議
10 月 7 日 (水)	環境審議会 幹事会
10 月 20 日 (火)	環境審議会
11 月 17 日 (火)	市議会 福祉環境調査会 報告
11 月 1 日 (日) ~30 日 (月)	パブリックコメント
12 月	パブリックコメントに対する関係課協議
1 月 5 日 (火)	環境審議会 幹事会
1 月 18 日 (月)	環境審議会
2 月 8 日 (月)	環境審議会 答申

5 浜田市環境審議会

〈諮問書〉

環 第 261 号
平成21年8月10日

浜田市環境審議会会長 様

浜田市長 宇津 徹 男
(くらしと環境課)

浜田市環境基本計画について (諮問)

浜田市環境基本計画を策定するにあたり、浜田市生活環境の保全に関する条例(平成17年条例第163号)第19条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めたく、別紙浜田市環境基本計画(案)を添えて諮問いたします。

〈答申書〉

平成22年2月8日

浜田市長 宇津徹男 様

浜田市環境審議会
会長 岡田 昭二

浜田市環境基本計画について（答申）

平成21年8月10日付け環第261号により諮問のあった浜田市環境基本計画について、環境審議会を開催し慎重に調査及び審議を重ねた結果、別添のとおり「浜田市環境基本計画（案）」を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

環境基本計画の策定にあたっては、別添計画（案）のとおり策定されるとともに、本計画の推進にあたっては、確実な実行に努められるよう要望いたします。

〈委員名簿〉

選出区分	氏名	所属	職名
学識経験者	沖田 旺治	社団法人 浜田市医師会	副会長
	川神 裕司	浜田薬剤師会	会長
	沖村 理史 ○	島根県立大学	准教授
	北沢 博夫	島根県水産技術センター	所長
	大森 保幸	島根県産業技術センター 浜田技術センター	センター長
	松原 秀雄	浜田市校長会	今福小学校長
関係行政 機関の職員	福井 公夫	島根県浜田保健所	環境衛生部長
	河原 彰	島根県浜田水産事務所	所長
	黒目 正博	島根県浜田県土整備事務所	所長
関係団体の 代表者	岡田 昭二 ◎	浜田商工会議所	専務理事
	金坂 敬	漁業協同組合 J F しまね	副会長理事
	和田 一隆	いわみ中央農業協同組合	代表理事常務
	栗栖 利寿	石央森林組合	参事
	稲田 美津子	浜田市連合婦人会	旭町地区会員
	亀谷 利幸	浜田自治区	浜田市連合 自治協議会会長
	加納 昭則	金城自治区	波佐自治会長
	大屋 マサ子	旭自治区	
	王子 幸子	弥栄自治区	地域協議会委員
	森井 剛	三隅自治区	地域協議会委員

◎ = 会長 ○ = 会長代理

6 浜田市生活環境の保全に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 163 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 生活環境の保全(第 7 条—第 17 条)
- 第 3 章 保全施策の啓発、推進(第 18 条—第 21 条)
- 第 4 章 雑則(第 22 条—第 25 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し、必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活を営む環境をいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる公園、広場、道路、河川、海浜その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす(紙に包んだものを含む。)、紙くず、釣り糸、ビニール袋その他これらに類するもので、投棄されることにより散乱の原因となる物をいう。

(5) 飼い犬等 犬、猫その他の愛がん動物をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な生活環境を保全するための総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとすよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を地域の環境と調和したものとすするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者等の責務)

第 6 条 滞在者及び通過者は、自ら地域の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第 2 章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第 7 条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(空き地の維持管理)

第 8 条 空き地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、空き地の除草及び清掃を行い、清潔な維持管理に努めなければならない。

(水源の保全)

第 9 条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について、特に配慮しなければならない。

(排出水の処理)

第 10 条 家庭からの排出水及び事業活動に伴う排出水を排出しようとする者は、汚水を直接河川等へ放流することなく、汚水ます等の設置その他適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第 11 条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処

理し、みだりに散乱させてはならない。

(回収容器の設置等)

第 12 条 自動販売機により飲食物を販売する者は、当該自動販売機を設置している場所において空き容器を回収する容器を設置するとともに、その機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(不法投棄の禁止)

第 13 条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第 14 条 何人も、燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、皮革、プラスチックその他の物質をみだりに燃焼させてはならない。

(公害防止)

第 15 条 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭等によって公害が発生しないよう、施設の整備等の適正な公害防止対策に努めなければならない。

(飼い犬等の管理)

第 16 条 飼い犬等を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第 17 条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

第 3 章 保全施策の啓発、推進

(啓発)

第 18 条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めなければならない。

(環境基本計画)

第 19 条 市長は、総合的な施策を達成するため、生活環境の

保全に関する基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、おおむね5年ごとに環境基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、浜田市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、生活環境等に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（生活環境保全推進員）

第20条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

（生活環境保全協定の締結）

第21条 市長は、生活環境の保全に関し、必要と認めるときは、事業者に対して生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

- 2 事業者は、市長から前項に規定する生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第4章 雑則

（紛争の処理）

第22条 事業者は、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（指導等）

第23条 市長は、生活環境の保全に関し、必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従

わないときは、意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(立入調査)

第 24 条 市長は、生活環境の保全に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

(1) 人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 災害を誘発するおそれがあるとき。

(3) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するとき。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市生活環境の保全に関する条例(平成 11 年浜田市条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 用語の解説

「あ」

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」。

広場や公園など、公共の場所をボランティア団体が愛情をもって、清掃美化活動により、きれいにする取組み。

市は活動に必要な支援を行う。

エコライフチャレンジしまね

家庭で使用した電気・ガスなどの使用量や金額をエコチェックシートに記入して（財）しまね自然と環境財団に送ると、他の家庭との比較や、月ごとの二酸化炭素排出量ランキングなどが分かる診断書が返送されてくる取組み。

診断コメントやグラフなどを見て、どこに無駄があるのかが一目で分かる仕組みになっており、誰でも簡単に取り組めるようになっている。インターネットからも利用できる。

黄長石霞石玄武岩（おうちょうせきかすみいしげんぶがん）

市内熱田町・長浜町・内田町の標高 120m の丘陵地一帯に分布し、そのうち三所の露頭が指定されている。

火山岩の一種で、黒色ないし暗灰色の細粒ち密な玄武岩。

多くの小さな沸石（ふっせき）の晶洞（しょうどう）があり、この晶洞にはしばしば岩漿水（がんしょうすい）が認められている。

日本で最初に、霞石と黄長石が発見されたのは、この長浜丘陵。霞石は中国山地の玄武岩中にわずかに認められています。霞石を含み長石を欠く玄武岩（霞石）は日本でこの丘陵のみ。

また、この玄武岩の一部には黄長石も含まれており、黄長石は日本で唯一この地で産出する。玄武岩中に霞石と黄長石が認められるのは、世界的にもめずらしい現象であり、

地質鉱物学上貴重な存在。この岩石は、第三紀に噴出したもので、今からおよそ 600 万年前のものとされている。

オゾン層破壊物質

オゾン層の破壊につながる原因物質を指す。

特定フロン（オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。）及びその他の CFC（フロン 13 など）、トリクロロエタン、四塩化炭素などの有機塩素化合物や、特定ハロン（ハロンのうち特にオゾン層に与える破壊効果が高いもの。）などの有機臭素化合物。

オゾンホール

オゾン層の破壊が進み、毎年春先に南極上空で濃度が急速に減り、周辺に比べて穴があいたように低濃度部位が観測されることから名づけられた現象。

洗浄、冷却などの産業活動によって地上から排出されるフロン等がオゾン層を破壊する原因物質となる。

「か」

外因性内分泌かく乱化学物質

環境中にある化学物質で、生物の体内に入った時あたかもホルモン（体内の特定の組織または器官で生産され、直接体液中に分泌されて運ばれ、特定の組織や器官の活動をきわめて微量で調節する生理的物質の総称。）のように振る舞い、生体内のホルモンのバランスをくずすもの。

また、略称として「環境ホルモン」がよく使用されている。

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水に処理して放流する設備。

かんがい（灌漑）用水

農地（田畑など）を潤すために川や湖から引いた水。

環境パトロール

山間部や道路・河川への不法投棄・ポイ捨ての防止と、市民の安全・安心と快適な生活環境を守るために、巡回パトロールを行うとともに、不法投棄やポイ捨てごみの回収・処理を行う。

狭あい道路拡幅整備事業

当市において、狭い市道（幅員 1.8m 以上 4m 未満）の拡幅整備を、市民の理解と協力のもとに促進し、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを推進するもの。

建築物等の建替え時などにあわせて、道路後退用地を無償提供していただける場合に、経費の一部を助成する。

クロロフルオロカーボン

フロン的一种で、炭素、フッ素及び塩素からなる物質。

冷媒や溶剤として使用されてきたが、オゾン層破壊の原因物質であることが明らかとなり、現在は、条約や法律により制限がかけられている。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて、光化学反応により生成される。

濃度が高くなると、目や喉の痛みの他、頭痛や手足のしびれの症状が表れる。

「さ」

しまねエコショップ制度

「ごみの減量・リサイクル」に積極的に取り組んでおられ、島根県知事が認定したお店。

（取組み内容）

- ・ 包装簡易化・容器再生利用
- ・ 資源ごみ店頭回収

- ・ 再生商品の販売等
- ・ 店頭から出るごみの減量化・再資源化
- ・ リユース(再使用)

しまね CO2 ダイエット作戦

島根県において、地球温暖化防止と循環型社会づくりに協力できる店舗を協賛店として取組みを実施。

CO₂の排出削減につながる行動をした方に対して、協賛店が各種サービスを提供するもの。

例えば、お客様が、省エネタイプの製品に買替えたり、マイバッグの使用や過剰包装を断ることで、協賛店側は、ポイントの特別加算、割引や景品プレゼントなどのサービスを提供する。

循環型社会形成推進地域計画

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とした計画。（浜田地域計画は、平成18年度策定）

省エネ機器のモニター制度

浜田市が、「省エネナビ」（家庭内における電気使用量を記録・表示する測定器）を市民に無償で貸し出し、家庭における省エネ意識の高揚と二酸化炭素排出量の削減につながる具体的な実践活動の促進を目的として実施するモニター制度。

新エネルギー

太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等で、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要もの。

親水性

人々が水に親しみ楽しむこと。水に溶けやすいこと

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

「た」

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する設備。

合併処理浄化槽と異なり台所・風呂などからの生活雑排水は未処理のまま放流するため、汚れは河川等を通じて海に流れ出て水質汚濁の原因となっている。

浄化槽法の改正により、2001年4月から新設のものは造られなくなった。

地域省エネルギービジョン

省エネルギー対策は、地域の気候風土や生活環境と密接に関係しており、地域で行うことが重要であり、市民・事業者・行政が協働して進めて行く必要があることから、地域における環境教育の推進や省エネルギー行動の普及などを推進することを目的に策定するもの。

(浜田市は、平成19年2月策定)

地域新エネルギービジョン

エネルギーの安定供給と地球温暖化防止のために、市民と行政、産業分野が一体となって、地域活性化や産業の振興などを目的に、[※]新エネルギーの導入を推進するために策定するもの。(浜田市は、平成20年3月策定)

ツーリズム

この計画に掲げるツーリズムとは、環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発

展への貢献を考慮したツーリズム（観光、旅行）のこと。

低公害車

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車（HV）などを指す。

低公害車の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典を有する。通称はエコカー。

低炭素社会

国民一人ひとりが温室効果ガスの排出量を削減するために、自分の生活、さらには社会の仕組みを今一度見直し、何をどのように変えるべきか、何が変わられるのかを考え直し、二酸化炭素排出量を減らすことで、気候が安定し、そのもとで築かれる、持続可能で豊かな社会のこと。

都市計画マスタープラン

都市計画法に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市が実施するさまざまな都市計画の指針になるもの。

まちづくりの将来像とその実現への方向性を示す計画であり、土地利用の方針、都市施設の整備方針を明らかにし、個別の都市計画における根拠として位置づけるもの。

「な」

農業振興地域整備計画

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画。（浜田市は、平成19年10月策定）

「は」

はまだエコライフ推進隊

正式名称は、浜田市地球温暖化対策地域協議会。

浜田市地球温暖化対策推進計画に基づき、地域の実情に応じた温室効果ガスの排出抑制の取組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、ごみ減量化対策など循環型社会形成に向けた取組みを進めることにより、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的に設立した団体。

(平成 21 年 2 月設立)

浜田市総合振興計画

長期的な視点から市の将来像（地域の宝である自然や伝統文化を大切にし、誰もが輝いて暮らせるまちを目指した「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」）を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性を総合的・体系的にまとめた計画。

(平成 19 年 3 月策定)

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。

環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

「ま」

緑の経済と社会の変革（日本版グリーン・ニューディール政策）

環境分野への重点投資により経済再生を図ろうとする考え方。またこれに基づく政策。

厳しい経済・雇用情勢と直面する地球規模の環境問題を踏まえ、必要とされる環境対策を実行することにより、直

面する環境問題に対処するとともに、現下の経済危機を克服し、我が国の将来の経済社会を強化しようとするもの。

「ら」

ライトダウンキャンペーン

2003年より地球温暖化防止のためライトアップ施設の消灯を呼び掛けるキャンペーン。

毎年夏至の日を中心として行い、ライトアップに馴れた日常生活の中、電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えていただくことを目的としたキャンペーンイベント。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと、国際自然保護連合（IUCN）という団体が、1966年に初めて発行した。

そこには、世界的な規模で絶滅のおそれのある野生生物と、その生息状況が解説されている。

浜田市環境基本計画

平成 22 年 3 月

〒697 - 8501 島根県浜田市殿町 1 番地
浜田市 市民福祉部 くらしと環境課
TEL (0855) 22 - 2612 (内線 218)
FAX (0855) 23 - 6941
E-mail : kankyou@city.hamada.shimane.jp
<http://www.city.hamada.shimane.jp>